

北朝鮮の人工衛星と称する弾道ミサイル発射実験に対する意見書

北朝鮮は、わが国をはじめ国際社会が再三にわたり発射の自制を強く求め、国連安保理決議違反にあたる人工衛星と称する弾道ミサイル発射実験を、平成24年4月13日に強行し、発射された弾道ミサイルは、発射直後にトラブルを起こし黄海上に落下した。

今回の北朝鮮が人工衛星と称する弾道ミサイル発射方向の軌道直下であり、弾道ミサイル落下の危険性があった当市では、市民の生命財産が危険にさらされ、経済的にも大きな損失を被った。

よって当市議会は、当市の市民の生命財産を危険にさらし、わが国のみならず、東アジア地域全体の平和と安全を大きく損い、平和を希求する国際社会への挑発行為となる弾道ミサイル発射実験を強行した北朝鮮に対し強く抗議するとともに、わが国政府は、北朝鮮に対し、当市議会の抗議の意思を然るべき外交手段で伝え、関係各国と連携して北朝鮮に再度発射実験を強行させない一層の外交努力を行うよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24年4月 19 日

沖縄県石垣市議会

あて先

内閣総理大臣、外務大臣